

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

3090号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

風鈴祭り（京都府宇治市原町）

もくじ

● ● ● ● ● ● ● ●
随 情 情 情 活 活 活

想 報 報 報 動 動 動

「第32次地方制度調査会第3回総会」に荒木会長が出席……………(2)	令和2年度政府予算編成で要請活動……………(5)	令和2年度政府予算編成及び施策に関する要望―重点事項―……………(7)	国政情報……………(11)	町村Nav……………(12)	町村を元気にするJICA青年海外協力隊のご紹介……………(13)	若者の力で元気で豊かなまちづくり……………(16)
宮城県丸森町長 保科 郷雄……………(16)						

写真キャプション

風鈴祭りは、五感で涼を感じてほしいという思いから、京都市内と比べて夏は5℃ほど涼しく、避暑地としても知られる正寿院で始まった。茶畑と山と空を背景に2000個を超える風鈴が鳴り響く壮大な景色が見られるほか、風鈴絵付け体験も楽しめる。開催期間は9月18日まで。

コラム

オーバーツーリズム「自律性」

立教大学観光学部特任教授 梅川 智也
(公財)日本交通公社上席客員研究員

「オーバーツーリズム」。この2年ほどで一気に広がった。UNWTO（世界観光機関）によれば、学術的な定義はなく、米国の観光メディア・スキフト社（Skift）が「観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質、もしくは訪れる旅行者の体験の質に対して、観光が過度に与えるネガティブな影響」を意味するものとして使い始めたとしている。日本政府が発刊する2019年版の『観光白書』は、現時点においては、全国的な傾向として、他の主要観光国と比較しても、わが国はオーバーツーリズムが広く発生するには至っていない、との見解であり、一部のマスコミヤ有識者、自治体等が限定された地域の局所的な問題を殊更強調して使っているような印象がないわけではない。また急激な増加を続けるインバウンドに対して警鐘を鳴らす意味も含まれているのかもしれない。

その根底には、過度な利用の集中によって発生する諸問題だけでなく、本来立ち入るべきでない農地や宅地など民有地への心ない侵入といったマナーの問題や観光の経済的な効果等プラスの側面が地域に裨益していない問題など、地域によって抱える課題は様々であることが背景にあるのであろう。その点では、都市部よりも農山村部の方がコミュニケーションの影響は敏感である。

過度な集中を避け、地域にとって適正な入込容量は、どうやって決めていくのが適切なのであろうか。混雑度合いに対する感覚は人によって異なる。例えば、落ち着いた行まいを今に伝える金沢の東茶屋街であるが、東京で暮らしている我々からみると、今でも十分品格のある街並みを残していると感じるが、地元の方々は昔の良さを失い、既に危機感を抱いていると聞く。こうした地域の人々がこれ以上は不快である、という許容範囲、適正容量は、地域自らが主体的に定めることが望ましいのであろう。

適正容量への誘導や来訪者の満足度低下を防ぐ方策、いわばオーバーツーリズム対策は、すでにある程度方向性は定まってきた。キーワードは「観光地経営」、つまり「観光地全体のマネジメント」であり、自治体や観光地域づくり法人（DMO）等が主体となつて、地域の知恵を出し合い未然に防ぐ努力を続けること、具体的には平準化に向けた「分散化」や「利用規制」、「料金政策」など保全と活用コントロールを丁寧かつ継続的に実施することである。一方、訪問者の側にも、今だけ、こっだけ、あなただけ、という誘惑に負けない自らの行動を律する「自律性」が求められる。こうした地域の知恵や旅行者の自律的な意識と行動こそがサステナブルツーリズム、持続可能な観光の最も基本的な理念となる。

「第32次地方制度調査会第3回総会」に 荒木会長が出席

全国町村会

第32次地方制度調査会（会長 市川晃住友林業㈱代表取締役社長）は、7月31日に第3回総会を開催した。本会からは荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）が委員として出席し、意見を述べた。



総会は、昨年開催された第1回・第2回総会や、有識者委員で構成する専門小委員会におけるこれまでの議論を踏まえた、諮問事項に対する中間報告（案）について審議するために開催された。

はじめに石田真敏総務大臣が挨拶に立ち、「今回示された中間報告（案）では、2040年頃には、地方のみならず東京圏においても、人口減少と高齢化が進行し、高齢者人口の増加、生産年齢人口及び年少人口の減少という人口構造の変化が、サービスの需要と供給の両面だけでなく、持続可能性にも影響を与える」とされている。また、高度経済成長期に整備したインフラが老朽化し、その維持管理・更新費は、2040年代に最大で現在の約1・4倍になるとともに、空き地・空き家の増加

が進行することで、都市の低密度化・

スポンジ化が予想されている。その一方でSociety5.0の到来により、地域課題の解決に新たなニーズが活用できる可能性があると考えられている。このような大きな時代の変化を多角的に踏まえる中で、長期的な視点から検討し今からどのような手だてを講じていく必要があるかを真剣に議論することは極めて重要だと考えている。今回の中間報告（案）は、2040年頃にかけて地域において対応が求められる変化や課題、またこれらの変化や課題に対応するために国及び地方公共団体に求められる視点や方策について広範な分野にわたって調査審議した内容を整備してとりまとめたものであり、大変意味深い。委員の皆様には、この中間報告（案）に示された2040年頃に顕在化するところが想定される諸課題に対応するために具体的な地方行政体制のあり方としてどのようなことが求められるかについて、今後幅広い見地からさ

らに調査審議を進めていただくようお願いする」と述べた。

その後、事務局より「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告（案）」の説明があった。（資料1参照）

意見交換の場で、荒木会長ははじめに、中間報告（案）について、「今回の中間報告（案）は、これからの課題とともに求められる方策の方向性を示したもので、制度論についてはこれから本格的な議論になるものと理解している。したがって、現時点での全国町村会としての総論的な意見は、去る5月31日に開催された、専門小委員会のヒアリングの際、私が申し上げた意見及びその際の意見書・報告書と基本的には同じスタンスである」としたうえで、「今回示された中間報告では、ヒアリングの際、私も懸念を表明した、『集



▲挨拶に立つ石田総務大臣

活 動



▲意見を述べる荒木会長

約化』や『効率化』といった表現の使い方に一定の配慮をいただいたものと理解しているが、随所に『地域の枠を超えた連携』や『組織の枠を超えた連携』などの記述がある。これは、当事者間で受け止め方を一歩誤ると、平成の大合併のように、強制的な広域行政の推進につながりかねない記述でもあることから、今後の議論にあたっては、地方六団体の意見を十分に尊重していただき、私どもにとっても望まれる形でのとりまとめが行われるようお願いすると訴えた。

次に、地制調における今後の議論について、「諮問事項の後半部分にあたる、『圏域における地方公共団体の協力関係』、『公・共・私のベストミックス』、『その他の必要な地方行政体制のあり方』については、これから検討が進められ、最終的には地方自治関係や各府省の制度に関わる議論が深められていくものと思う。その際には今までも申し上げてきたように、制度改革自体が目的化するのとは本末転倒であり、制度改革の必要性の視点も含めご審議をお願いする」と強調し、「私自身、今月も離島や山間の小さな村の現場に足を運び、忌憚のない意見交換を行ったが、村長さん方からは村づくりへの誇りや強い決意とともに、制度論の話よりもむしろ、個々の事業や具体的な政策分野に即した課題解決策を強く求める声を数多く聞いた。これには、当然、現行制度をより一層使い勝手良くすることや、人材面・財政面での対応も含まれる」と指摘した。

そのうえで、一般化・共通化した新たな法制度を作れば、これまでできなかった課題を解決できるだろうという、安易な議論の展開になることがないよう強く求めた。

また、圏域行政について、

「『行政のフルセット主義からの脱却』『圏域単位の行政をスタンダード』『個々の制度に圏域をビルトイン』『圏域単位で行政を進めることを真正面から認める法律上の枠組み』等については、なぜ現行制度の活用ではないのか」と今回のヒアリングから引き続き言及し、現行の広域行政や共同化・連携の仕組み（一部事務組合、広域連合、事務委託や定住自立圏、連携中枢都市圏、連携協約等）の検証がままの極めて乱暴な提案は容認できないと改めて強調した。

さらに、「自治体戦略2040構想研究会という圏域行政の推進は、周縁部町村の自立とは反対に、町村を衰退させ、消滅させかねない危険性をはらんでいる。憲法が保障する、地方自治の本旨である『住民自治』、『団体自治』の観点からも極めて問題があり、断じて容認できるものではない」とし、「総務省では昨年7月、この地制調第1回総会からわずか2週間後に、自治体関係者は入らない『基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会』を、あえてきつい言い方で申し上げれば、地制調の裏で立ち上げ、生活圈と市町村を包括する行政ユニットの関係をとり上げて、圏域の制度設計等について精力

的に検討を進めている」と強い懸念を示した。

この点について、「審議は非公開で行われているようだが、後日に出る総務省ホームページの議事録概要を拝見すると、先月まで12回開催し、都道府県による助言・勧告など、あたかも平成の大合併を推進した際と同じような手法も視野に入れながら、全ての市町村を圏域などの新たな制度に例外なく組み込んでいくような方向で具体的に議論を進めているのではないかとも思える。我々市町村関係者からは、恐らく、今後後半の審議の中にこの研究会の検討内容が反映され、平成の大合併の時のように、『財政措置で誘導するなどして、事実上そのような方向に進めざるを得なくなるのではないか』といった強い懸念の声が既に上がっている」として、「もし自分たちが盛り込みたい内容を別途、事前に準備し、審議を誘導するならば、私ども町村と国との信頼関係を決定的に崩すものであり、到底容認できるものではない」と述べ、地方自治制度に関する重要事項について、この場で我々地方の声を十分にくみ取りながらオープンな形で真摯な議論が重ねられ、検討が進められていくのが本来の姿であると強調した。

最後に、「今後の審議は、制度づくりの具体的な内容になるため、審議の行方によっては、私ども町村の行政運営や地域経営に極めて重大な影響が生じることが懸念される。今後、十分な時間的余裕を持って、節目節目の適切なタイミングで、私どもの意見を申し上げる場を必ず設けていただくようお願いする」と求め、意見を締めくくった。

その他の委員からは、「中間報告の中であえて地方公共団体という抽象的で無機的な言葉をわざわざ選んでいるのは、地方公共団体という言葉に圏域の概念がすでに含まれているからではないか」、「圏域」や「連携」といった言葉について明確に定義した上で議論しなければならぬ」、「『生活圈』や『経済圏』といったあいまいな地域概念の下、市町村の区域を画一的に圏域として張り巡らせる政策には賛成しかねる」、「地域的情勢が様々である中で、国があらかじめ一定の枠組みを決め、そこに自治体を誘導し、強制的に圏域行政に追い込むような仕組みは絶対に作るべきではない」、「圏域が法制化され、中枢都市のイニシアチブと連携協約がワンセットになった形で展開されると、中枢都市の意向によって周辺市町村の主体性が損なわれる

のではないかと」、「デジタル技術の自治体業務での有効活用についてもデジタル情報社会の多面的・複合的な実装を正確に評価する中で、着実に対応を図っていくべき」、「憲法が保障する団体自治・住民自治といった地方自治の本旨が十分尊重されるように慎重かつ丁寧に議論すべきである」等の意見が出された。

各委員からの意見を受け、市川会長は、「今後の進め方については、中間報告に対する各方面の意見を伺いながら、具体的な協議体制のあり方として、ということが求められるのか、さらに調査をして参りたい」としたうえで、「今後の審議について（案）（資料2参照）を示し、こうした方策を講じていくために求められる地方行政体制のあり方について、この中間報告に対する各方面の意見を踏まえ、地方公共団体の意見を聞きながら、さらに調査審議を続けていきたい。また、現行の合併特例法が今年度末に期限を迎えるため、これについての対応も平行して審議を進めていく」と述べ、総会を閉会した。

※資料1、資料2は全国町村会Webサイトに掲載しています。

金融知識
を学べる

「資金調達入門研修」「資金運用入門研修」を開催します。 資金調達・運用を基礎から学べます。

資金調達入門研修

日程	会場	講義内容（予定）
10月7日 （月）	東京 JA共済ビル カンファレンス ホール	10:00～12:00 制度編 Ⅰ 地方財政制度の概要 Ⅱ 地方債制度の概要 13:00～16:00 金融編 Ⅰ 地方債の金利の見方 Ⅱ 実践スプレッド分析 Ⅲ 金利動向の見方 Ⅳ より良い資金調達のために

※講義内容は予告なく変更する場合があります。予めご了承ください。

お申し込み方法

機構ホームページ「申し込みサイト」よりアクセスしてください。

JFM 資金調達入門研修

検索

JFM 資金運用入門研修

検索

http://www.jfm.go.jp/support/training/training_together.html

資金運用入門研修

日程	会場	講義内容（予定）
10月8日 （火）	東京 JA共済ビル カンファレンス ホール	10:00～12:00 Ⅰ 運用に係る法令等の規定と 金融商品の基礎知識
10月17日 （木）	名古屋 TKPガーデンシ ティPREMIUM 名古屋新幹線口	13:00～14:30 Ⅱ 効率的な資金運用の取組み と日本経済の動向
10月24日 （木）	福岡 TKPガーデンシ ティPREMIUM 博多駅前	14:45～16:00 Ⅲ 銀行を理解しよう
10月31日 （木）	大阪 TKPガーデンシ ティPREMIUM 大阪駅前	

お問い合わせ先

☎ ファイナンス支援課:03-3539-2677 ✉ chihoushien@jfm.go.jp

金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

活 動

全 国 町 村 会

令和2年度政府予算編成で要請活動



自由民主党 加藤総務会長（左から2人目）



自由民主党 二階幹事長（前列右から2人目）、林幹事長代理（後列右）、武田幹事長特別補佐兼副幹事長（後列左）



復興庁 橘復興副大臣（右）



自由民主党 岸田政調会長（右から2人目）

全国町村会の正副会長など役員は、8月5日、6日の両日、「令和2年度政府予算編成及び施策に関する要望」の実現について、自民党及び関係省庁の幹部に対して要請活動を行った。

同要望は、去る7月2日の理事会で決定したものであるが、参議院議員選挙後の臨時国会開会にあわせて実施した。要望は、「大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化」や「一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進」など、令和2年度予算編成と各種施策の具体化に関する要望事項を34項目にとりまとめたもの。

なお、①大規模震災からの復旧・復興、防災・減災対策、②地方創生、③町村自治確立、④地方税財政、⑤介護保険制度・国民健康保険、⑥教育施策等、⑦農林水産業、⑧合区解消、⑨国土政策、⑩新たな過疎法の制定の10分野については、重点事項として打ち出している。

要請活動は、自民党、総務省、復興庁、国土交通省、厚生労働省、農林水産省などに対し、5班に分かれて実施、要望事項全般の実現方を訴えた。

※本号では、10項目の重点事項のみ7頁以降に掲載しております。要望書全体は、町村週報第3087号（7月15日付）をご参照下さい。なお、全国町村会ホームページ（<http://www.zck.or.jp/>）からもご覧いただけます。



厚生労働省 鈴木厚生労働事務次官（左から3人目）



総務省 古賀総務大臣政務官（左から2人目）



農林水産省 濱村農林水産大臣政務官（左から2人目）



総務省 黒田総務審議官（右から2人目）



農林水産省 本郷林野庁長官（右から2人目）

要 請 活 動 参 加 者

【自由民主党】

荒木会長（熊本県嘉島町長）・太田副会長（静岡県東伊豆町長）・永原副会長（福岡県大任町長）

【総務省・国土交通省】

荒木会長（熊本県嘉島町長）・原田副会長（山形県庄内町長）・杉本副会長（福井県池田町長）

【復興庁】

小椋副会長（福島県北塩原村長）

【厚生労働省】

古口副会長（栃木県茂木町長）・太田副会長（静岡県東伊豆町長）・後藤行政委員長（徳島県神山町長）・浜谷行政委員長（青森県階上町長）・伊藤行政委員長（滋賀県豊郷町長）

【農林水産省】

棚野副会長（北海道白糠町長）・羽田経済農林委員長（長野県長和町長）・茂原経済農林副委員長（群馬県甘楽町長）

活 動

令和2年度政府予算編成及び施策に関する要望

重点事項

令和2年度政府予算編成及び各種政策の具体化に当たっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く要望する。

記

1. 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化に関すること

(1) 東日本大震災からの復興対策への万全な措置

「復興・創生期間」においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるよう、国は、新たな「基本方針」（平成31年3月8日閣議決定）に基づき、万全な財政措置を講じること。

また、復興・創生期間後も対応が必要な課題については、被災地の実情をしっかりと捉え、復興を支える仕組みの在り方について検討すること。

さらに、復興庁後継組織については、復興を成し遂げるため、被災町村の意見を十分踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、政治の責

任とリーダーシップを発揮し得る組織体制とすること。

(2) 原子力災害対策の徹底

東京電力福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の迅速化、除染の徹底と放射能による汚染廃棄物の処理の加速化に努めるとともに、原発の安全規制・防災対策について万全を期すること。

(3) 平成28年熊本地震からの復旧・復興対策

被災町村全てが一日も早い復旧・復興を果たせるよう、新たな補助制度の創設、補助率のかさ上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、中長期的な予算の確保を含め、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じること。

(4) 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震等により被災した町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税を始めとした地方財政措置による十分な財政支援を講じるとともに、被災者の生活再建に

向けた十分な支援を講じること。

さらに、近年、全国各地で甚大な被害をもたらす災害が頻発していることから、災害からの早急な復旧・復興のため、長期的な視点に立った恒久的財源としての「復旧・復興税（仮称）」の創設による基金の設置や「災害復旧国債（仮称）」の創設等、税財源の確保を検討すること。

(5) 全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による応援職員が十分に確保されるよう、特に不足している土木等の技術職を含め、職員の充実・養成を支援すること。

また、職員の派遣に当たっては、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

(6) 全国防災・減災事業への十分な財政措置

今後起こり得る大規模災害に対応するため、全国的な防災・減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など十分な財政措置を講じること。

また、大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策

を講じること。

(7) 国土強靱化に関する施策の推進
新たな国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基つき、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、緊急対策終了後においても、国土強靱化のための恒久的な財源を確保すること。

2. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進に関すること

「1」地方創生の更なる推進

(1) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たっては、地方の意見を十分に尊重するとともに、KPI（重要業績評価指標）については、町村が創意工夫を凝らして行った施策が適切に評価される仕組みを構築すること。

また、第2期の地方版総合戦略や地域再生計画の策定に当たっては、町村の事務負担が過度なものにならないよう必要な支援を行うこと。

(2) 町村が進める地方創生の取組の更なる推進に向け、制度的にも財政的にも十分な支援を行うこと。

活 動

(3) 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とし、その規模も拡充すること。

また、地方創生関連補助金等についても、要件の緩和など弾力的な取り扱いを行うこと。

(4) 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう支援すること。

(5) 都市・農村共生社会の実現を図るため、都市住民との連携や地域コミュニティの再生、子ども滞在型農山漁村体験教育の推進等に対する総合的な対策を拡充すること。

また、「青少年自然体験活動等の推進に関する法律（案）」を早期に成立させること。

(6) 移住や定住のみならず農山漁村地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進すること。

(7) 地域社会の維持及び地域経済の

活性化に資する人材の確保を図るため、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（案）」を早期に成立させること。

(8) 情報化社会に次ぐSociety 5.0（第5の社会）時代に向けた各種施策を進めるに当たっては、条件不利地域を抱える町村を含め、その活用が可能となるよう、5Gなどの利用環境や未来技術の整備を国が支援すること。

(9) 東京一極集中の是正は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用等の観点からも重要な課題であることから、政府機能の移転、本社移転等、引き続き積極的に支援すること。

(10) 地域と高等学校の連携・協働体制の一層の充実を図るため、両者をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターの配置に係る制度の創設や財政支援を行うとともに、必要な能力を備えたコーディネーターの養成や育成を行うこと。

また、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を継続・拡充すること。

「2」社会保障に係る必要財源の安定的確保

町村が取り組む社会保障の充実のための諸施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を安定的に確保すること。

「3」子育て支援の充実

(1) 幼児教育無償化の円滑な実施に当たっては、初年度経費・事務費・システム改修費を確実に国費で実施すること。

(2) 幼児教育の無償化に係る財源については、2020年度以降の地方負担に必要な財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

(3) 良好な保育の提供のため、保育士の養成や処遇改善の充実など、引き続き人材確保に取り組むこと。

(4) 放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

「4」介護サービスの基盤確保

「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成等、引き続き人材確保に取り組むこと。

3. 町村自治の確立に関すること

(1) 国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せずに、新たな計画の策定や専任職員の配置等について全国一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

(2) 地方分権改革に関する「提案募集方式」については、可能な限り地方からの提案を実現すること。

(3) 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

(4) 広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

また、圏域における行政体制のあり方については、町村の意見を十分に尊重すること。

(5) 道州制は導入しないこと。

4. 地方税財政に関すること

(1) 地方交付税等の一般財源総額確保

町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要のため、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。また、「まち・ひと・し

活 動

「ごと創生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保すること。

なお、過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組みること。

(2) 会計年度任用職員制度導入における期末手当等の支給に係る町村の財政負担について、十分な地方財政措置を講じること。

(3) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも、不可欠な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持すること。

(4) 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、償却資産に係る固定資産税については、町村財政を支える安定的な基幹税であることから、現行制

度を堅持すること。なお、平成30年度において「生産性革命」の一環として減税の特例制度が創設されたが、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、本特例制度は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

(5) 消費税率引上げの確実な実施

令和元年10月に予定されている消費税率10%への引上げについては、幼児教育の無償化を始め、その財源を活用した施策の実施が見込まれていることを踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を両立するため、確実に行うこと。

5. 介護保険制度及び国民健康保険に関すること

(1) 介護保険の保険者機能強化のためのインセンティブの財源は、調整交付金等の現行の介護保険財源（公費50%、保険料50%）を活用せず、その外枠で確保すること。

(2) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3、400億円の公費投入を確実に実施することともに、今後の医療費や保険料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自自治体の実情に応じて財政支援を

講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

(3) 国民健康保険の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、新制度施行後においても、引き続き堅持すること。

(4) 子どもへの医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に全廃すること。

また、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減するための支援制度を創設すること。

(5) オンライン資格確認や保健医療データプラットフォームなど、データヘルスの推進に向けた新たな仕組みの導入に当たっては、システムの構築・運用・更改に係る経費について、国の責任において財政措置を講じること。

6. 教育施策等の推進に関すること

(1) 地域住民の拠り所となっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。

(2) ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT環境の整備や維持に必要な財政措置を講じるとともに、外部人材の活用等人的支援体制の充実を図ること。

(3) 公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設の整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業について、実際の経費と交付額の乖離をなくし、計画的に実施できるよう、十分な予算額を確保すること。

7. 農林水産業に関すること

(1) 日米物品貿易協定（TAG）に関する二国間協議においては、国内農林水産業に悪影響を及ぼすことがないよう毅然とした姿勢で臨むこと。

また、生産現場の不安を払拭するため交渉過程の透明性を確保すること。

(2) TPP11協定・日欧EPAにより影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、万全の措置を講じること。

(3) 今後の農業・農村政策については、国と自治体の役割分担の明確化や政策を検討するための、農政に関

する国と地方の協議の場を設けるとともに、田園回帰の促進をはじめ、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金(仮称)」を創設すること。

(4)「食料・農業・農村基本計画」の見直しに当たっては、多様な地域の実態を重視し、農業・農村が多面的機能を維持・発揮できるよう、安定した政策を確立すること。

(5)鳥獣被害対策について、野生鳥獣による農作物等の被害が、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁の連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

(6)森林・林業基本計画を着実に実施するとともに、新たな森林管理システムの円滑な運用により森林整備が推進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び都道府県による支援の強化を図ること。

(7)水産物の安定供給及び水産業の持続的な発展を実現するため、水産基本計画及び水産政策の改革に基づき、各施策を着実に実施すること。

(8)農林水産公共予算については、所要額を確保すること。

8. 合区の早期解消に関する見解

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国の在り方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中でしっかりと反映される必要がある。都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは非常に問題で、地方創生にも逆行するものである。

早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすること。

9. 国土政策に関する見解

(1)社会資本の整備等の推進
社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、更新を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。

また、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、新たな財源を創設すること。

さらに、橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を講じること。

(2)地域交通の確保

中山間地域、過疎、離島等の条件

不利地域において、それぞれの地域の特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保するため、さらに積極的な施策を講じること。

また、「小さな拠点」の形成等の施策との連携や多様な関係者の連携による交通基盤の構築に向けた取組を支援すること。

(3)所有者不明土地対策の推進

所有者不明土地は、今後一層増加することが見込まれることから、発生を予防する仕組や放棄された土地の管理責任の所在等について制度を構築し、その解消を促進すること。

また、土地は国家の主権に直接関わるものであることから、市町村や地域コミュニティ、民間等が取得・利用を希望しない土地については、国が管理を行うこと。

10. 新たな過疎法の制定に関する見解

令和3年3月末日をもって期限切れとなる過疎地域自立促進特別法については、これまでの過疎地域の努力と役割を踏まえた振興が図られるよう、現行法に引き続き、総合的な過疎対策を推進するための新たな法律を制定すること。その際、過疎町村の意見を十分反映させること。

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「**ご自身のおクルマの補償(車両保険)**」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが団体契約を締結し、実施しているものです。
- 団体協としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。

このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

[SJNK17-16682(2017.12.28作成)]

情 報

国 政 情 報

◎地方分権改革の提案実現へ関係府省に要請―内閣府

内閣府は7月1日、地方分権改革に関する2019年の提案募集で地方から提案があった301件のうち①内閣府と関係府省で調整②関係府省の予算編成過程で検討する提案について、関係府省に検討を要請した。今後、関係府省の措置状況などを地方分権改革有識者会議等で審議し、年末に「対応方針」を閣議決定する。

今年の提案では引き続き子育てや介護など福祉関係が多いが、市町村からの提案が222件に増加した。主な提案内容をみると、病児保育施設を整備する者の範囲拡大（大阪府、鳥取県等）、学校給食費の児童手当からの特別徴収（兵庫県伊丹市）、小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員上限の見直し（北海道島牧村）、へき地の同一開設者の病院間での転院の取扱見直し（岩手県、同西和賀町、同一戸町等）、森林所有者等に関する固定資産税情報利用可能な範囲拡大（高知県、同大豊町、同佐川町、同梶原町等）、自治体の支出方法に災害時の建替払を追加（神奈川県茅ヶ崎市）、身体障害者手帳の再発行申請時のマイナンバー記入義務付け廃止（岐阜県各務原市）などが提案されている。

◎食料・農業・農村基本計画の改訂へ審議開始―農林水産省

農林水産省は7月8日、食料・農業・農村政策審議会を開き、同会長に高野克己東京農業大学学長を選出した。政府は農政全般について中長期的に取り組むべき方針を定める食料・農業・農村基本計画を概ね5年ごとに改訂（現計画は2015年3月閣

議決定）しており、現在、新たな計画策定に向け同審議会企画部会など関係部会で審議を進めている。吉川貴盛農水相は6月18日の記者会見で「本年秋ごろをめどに基本計画見直しの諮問をしたい」と述べるとともに、経営継承も大きなテーマの一つになるとの認識を示した。

一方、農水省は7月19日、棚田地域を盛り上げる一環として「棚田カード」を作成、配布を始めた。棚田は国土保全・水源涵養など多面的機能を持つが、厳しい耕作条件から保全がむずかしくなっている。このため、棚田保全の第一歩として31府県56地区の棚田カードを作成した。カードには四季折々の棚田の写真、裏面には棚田の枚数（面積）や傾斜、作付け品種、棚田の歴史などの情報を掲載している。併せて、棚田へ足を運んでもらうため「棚田めぐりガイド」「棚田めぐりマップ」も作成した。

◎住民基本台帳に基づく人口等を発表―総務省

総務省は7月10日、住民基本台帳に基づく人口等（2019年1月1日現在）を発表した。総人口（日本人住民）は1億2,477万6,364人で、前年より43万3,239人（0.35%）減少した。調査開始（1968年）以降最大の減少。また、自然減は44万2,564人で、同最大の減少。なお、外国人住民は266万7,199人で同16万9,543人（6.79%）増えた。都道府県別では、増加は東京都、神奈川県、沖縄県、千葉県、埼玉県の5団体で、愛知県は初めて減少に転じた。なお、東京都が増加数7万3,205人、増加率0.56%ともにトップ。逆に、減少数は北海道

3万9,461人減、減少率は秋田県1、48%減が最も高かった。市区町村別では、増加したのは154市区（19%）、84町村（9%）で、661市区（81%）、838町村（90%）で減少。増加数が最も多かったのは福岡市1万10人増、沖縄県南風原町731人増。逆に、減少数は神戸市6,235人減、大分県玖珠町579人減で最も多い。増加率では東京都千代田区3.73%増、島根県知夫村3.93%増が最も高く、減少率は北海道歌志内市3.88%減、奈良県野迫川村5.05%減で最も高かった。また、三大都市圏の人口は6,452万799人で、前年より1万3,547人（0.02%）減少。初の減少だが、全国人口の51.7%を占めており、13年連続して過半数を超えている。

◎地域共生社会推進で中間取りまとめ―厚生労働省

厚生労働省の地域共生社会推進検討会は7月19日、中間取りまとめを公表した。子を養う親が高齢化する「8050問題」など既存の社会保障制度では対応困難な事例が増えているため、新たなアプローチ・包括的な支援体制として①断らない相談支援②社会とのつながりや参加の支援③地域でのケア・支え合う関係性の育成支援―を提案。このため、縦割り制度を再整理した新たな制度枠組み検討と、そのための国の財政支援では各市町村が住民一人ひとりのニーズに基づいた柔軟・円滑な支援ができる仕組みとすべきとした。併せて、地域を構成する多様な主体が出会い・学びあえる「プラットフォーム」の構築も求めた。同検討会は年内にも報告をまとめる。

また、厚生労働省の一般介護予防事業検討会は7月19日、中間取りまとめ骨子案を提示した。政府が掲げる2040年までに健康寿命3年以上延伸に向け、市町村での多様

な主体と連携した取組を進める体制を検討すべきとした。その具体例に高齢者が集まり運動・趣味等を楽しむ「通いの場」への参加促進のためポイント付与等の取組推進や有償ボランティア活用、通いの場への医療専門職等の関与などの検討を提案した。

◎2019年度普通交付税大綱を閣議報告―総務省

総務省は7月23日、2019年度の普通交付税大綱を閣議報告した。総額は前年度比1.1%増の15兆2,100億円で増加は7年ぶり。うち道府県分が8兆1,796億円（前年度比0.4%増）、市町村分は7兆304億円（同1.8%増）。また、不交付団体は都道府県は東京都のみ、市町村分は85団体で前年度より8団体増えた。前年度交付団体から今年度不交付団体となったのは静岡県裾野市、同御前崎市、愛知県豊橋市、同知立市、同高浜市、同田原市、滋賀県栗東市、兵庫県芦屋市、佐賀県玄海町の9団体。逆に交付団体になったのは栃木県上三川町。基準財政需要額の増要因は、道府県・市町村分ともに介護給付費負担金など社会保障関係費、減要因は給与関係費。また、基準財政収入額での増要因は道府県分が法人事業税、市町村分では市町村民税所得割、森林環境譲与税などだった。

また、総務省が7月12日発表した2018年度地方税収決算見込額によると、地方法人特別譲与税を含めた総額は前年度比2.6%増の41兆9,563億円で、過去最高を2年連続して更新した。うち道府県税は同0.5%減、市町村税は同2.1%増。また、法人府県民税は10.0%増、法人市町村民税は10.7%増といずれも高い伸びを示した。

（ジャーナリスト 井田 正夫）

情 報

町村を元気にするJICA海外協力隊のご紹介



JICA海外協力隊は途上国の課題を解決し、地域の人々を元気にしてきました。世界を元気にしてきた協力隊経験者は日本の町村も元気にします。

JICA海外協力隊について

青年海外協力隊をはじめとしたJICA海外協力隊は日本のODA（政府開発援助）の一環として、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施している事業です。開発途上国が抱える課題解決に貢献したいという想いと、それに見合う技術や経験を持つ方を隊員として派遣しています。国内の様々な関係者に支えられ、派遣前から帰国後までの各段階で地域の皆様とつながりを持ちながら実施されています。

保健医療や農業、教育等、約120の職種があり、活動内容は様々ですが、共通しているのは、約2年間、現地の人々と共に生活し、同じ言葉話し、信頼関係を構築しながら課題解決に取り組むことです。これらの経験を通じて、様々な能力が培われ、帰国後はその経験を社会に還元していくことが期待されています。

帰国隊員の日本国内での活躍への期待

日本と異なる文化・社会の中で試行錯誤しながら、現地の人と一緒になって課題の解決や改善に取り組んだ経験は、日本の地域での活動にも生かすことができるものです。近年は、地方創生や多文化共生、地域の国際化等の課題に貢献できる存在として

JICA海外協力隊の事業概要

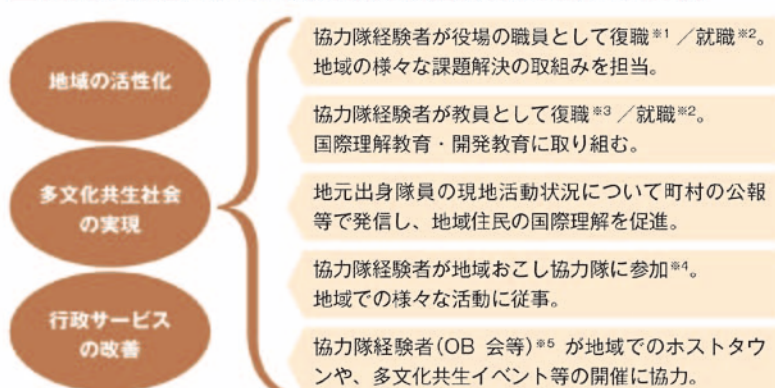
沿革

1965年に青年海外協力隊の派遣を開始。その後、シニア海外ボランティア日系社会へのボランティアも派遣が開始され、これまでに97カ国に延べ53,438人を派遣。現在も78カ国で2,165人（2019/4/30現在）が活動中。

事業の目的

- ①開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与
- ②異文化社会における相互理解の深化と共生
- ③ボランティア経験の社会還元

国内の課題とJICA海外協力隊経験者の貢献の具体例



- ※1：現職の役場の職員がその身分を保持したままJICA海外協力隊に参加する「現職参加制度」があります。
- ※2：いくつかの自治体・教育委員会では職員や教員採用の特別枠を設け、帰国隊員を積極的に活用いただいています。
- ※3：現職教員がJICA海外協力隊に参加する「現職教員特別参加制度」があります。
- ※4：地域おこし協力隊として活動している帰国隊員も100名を超えています。
- ※5：各都道府県で結成されているOB会の中には、積極的に地域の活性化に関わる団体もあります。

いつか世界を変える力になる。

青年海外協力隊
シニア海外協力隊

2019年 秋募集
応募受付中

応募
期間

8/20▶9/29

詳しくは「JICA海外協力隊ウェブサイト」をご参照ください。
お問合せ・資料請求：JICA海外協力隊募集事務局 03-6734-1242 contact@jocv.info

注目されています。

日本も元気にする JICA海外協力隊

協力隊員は皆、日本と異なる社会・文化の中で、現地の人々と一緒に、試行錯誤しながら課題の解決に取り組んだ経験を持っています。この経験を通じて、広い視野やコミュニケーション能力、課題解決力等が磨かれ、『新たな環境の中で、周りの人々と共に困難を克服しながら変化を起こしていく人材』へ成長していきます。そして帰国後は、その経験を社会に還元すべく、様々な活動に取り組んでいます。

1 回目の事例として、バヌアツ共和国で活動後、鹿児島県十島村役場で保健師として勤める上野陽子さんを紹介します。

予防医学の視点が身についた 途上国経験

青年海外協力隊(看護師隊員)として南太平洋のバヌアツ共和国のマレクラ島に赴任。人口4万人の無医村で、食事は糖質・炭水化物が多く運動に熱心でないことから生活習慣病にかかる人も多い状況でした。

上野さんは地域の診療所を巡回し健康測定や健康指導を担当。当初は住民との距離感、信頼関係構築に悩む時期もありましたが、同僚と一緒に活動していく中で次第に地域の

人々と円滑なコミュニケーションが出来るようになりました。また、活動を通じて、病気を直接ケアする看護師の役割以上に、病気にからないようにケアをする保健師の役割の重要性を認識。体を動かすことの大切さを伝え、ランニングチームを立ち上げる等の予防医療活動に取り組む、島民の健康増進に携わることができました。

隊員経験を生かして 島民の健康を守る



前職は看護師だった上野さんは、バヌアツで予防医学に興味をもち、帰国後は十島村での保健師の仕事を選択。七つの

島を担当し、がん検診や特定健診、歯科検診、予防指導等を行っていました。

隊員時代に予防医療の啓発に取り組んだ経験を活かし、受診を促すポスターを掲示したり、島民に検診が健康への第一歩であることを分かりやすく伝えたりしています。また、検診結果のフォローも丁寧に言い、早期医療にも積極的に取り組んでいま

す。このような活動は、島民からも受け入れられ、健診受診率も向上しています。

島を元気にしたい

十島村の保健師となつて1年。島民から「診断の結果が良くなったよ。あなたのおかげ」と声をかけてもらえるようになり、個人が抱える「お困りごと(悩み)」も把握できるようになつてきた上野さん。協力隊を通じて成長した自分なら、きつと村に貢献できると信じて仕事に打ち込んでいます。



十島村 住民課 課長 竹内照二さん

上野さんの採用面接は村長と副村長、各課の代表が集まって行いました。大勢の前でも物おじせずに自身の経験を語る姿に、コミュニケーション能力の高さを感じました。



何事も前向きにとらえて、工夫しながら仕事に取り組んでいます。実は村には10数名の協力隊経験者が働いています。協力隊員は「率先して採りたい人材」と考えています。その理由は、みな実力があり、使命感を持って地域を支えてくれるからです。

■ 帰国隊員との出会いの機会「2019年度キャリアフェア」のご案内

「キャリアフェア」は帰国したJICA海外協力隊員と帰国隊員の活用に関心を持つ自治体、省庁、団体等の皆様に帰国隊員の「人材」としての可能性を感じていただく交流の場です(上記の十島村で働く協力隊経験者は、この交流会での出会いがきっかけになった方もいます)。ご関心があれば、下記の問い合わせ先に気軽にご連絡ください。



会場の様子

- 開催日程：2019年8月27日(火)、11月19日(火)、2020年2月18日(火)
- 会場：JICA市ヶ谷ビル(地球ひろば)国際会議場(東京都新宿区市谷本村町10-5)
- 問合せ先：JICA青年海外協力隊事務局人材育成課(TEL/03-5226-9323、Jvtpc-sinrosien4@jica.go.jp)

情 報

令和元年度 「トップマネジメントセミナー～新時代における自治体経営～」 のご案内

全国市町村国際文化研修所(JIAM)では、全国の市区町村長、副市区町村長、市区町村議会議員及び幹部級職員の皆様を対象に研修・セミナーを開催しております。

我が国の総人口は、2050年には1億人を割ることが予測されています。今後、国内における人口構成や社会的ニーズがめまぐるしく変化する中で、自治体は常に将来を見据えた地域経営に取り組むことが求められます。本セミナーでは、将来に向けた持続可能な地域経営の実現を目指し、様々な分野から先生方をお招きし、自治体経営に関連する課題や、これからの自治体のあり方について考えます。

日 程

令和元年10月15日(火)～16日(水)

会 場

全国市町村国際文化研修所（JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分）

講 演

「地方行財政の課題」

元総務事務次官 株式会社野村総合研究所 顧問 佐藤 文俊 氏



「地域創成に資する減災・防災」

名古屋大学大学院 環境学研究科 教授 福和 伸夫 氏



「自治体の明るく持続性ある未来に向けて ～女性起業家の活躍と多様性あふれる地域の実現～」

株式会社コラボラボ 代表取締役 / お茶の水女子大学 客員准教授 横田 響子 氏



「持続可能な都市を目指して ～高山市のブランド戦略から～」

高山市長 國島 芳明 氏



受講料

6,650円（1日のみの受講や宿泊されない場合も同額となります。）

定 員

60名（定員を大幅に超えた場合は、別途抽選をさせていただきます。）

申込期限

令和元年8月27日（火）

上記の研修は、公務等のご予定に合わせて参加日程等を選択いただくことができます。

- ◎ いずれか1日のみの参加が可能です。
- ◎ JIAM宿泊室での宿泊の有無について選択いただけます。（全日程参加の場合）

※ただし、JIAM宿泊室以外の宿泊のあっせんは対応しておりません。

【お問い合わせ】

（公財）全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所（JIAM） 教務部

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 電話（077）578-5932 FAX（077）578-5906

e-mail : kenshu@jiam.jp ホームページ <https://www.jiam.jp>

随 想

若者の力で
元気で豊かなまちづくりまるもり ほ し な く に お
宮城県丸森町長 保 科 郷 雄

丸森町は宮城県の最南端に位置し、町の中央を流れる阿武隈川とその支流が形成する美しい渓谷や貴重な動植物が存在する風光明媚な町で、町域の70%が山林ですが、宮城県の県立自然公園に指定されている内川渓谷など森と川が織りなす自然景観は人気が高く、その中にある不動尊キャンプ場などはこれからの季節多くの入場者で賑わいを見せています。

本町は藩政時代から明治にかけて阿武隈川の舟運の中継所として栄えた歴史があります。今もそれを偲ばせるような阿武隈ライン舟下りや豪商の齋理屋敷が残っており、町を訪れる観光客の皆さんの目を楽しませています。特に、毎年夏に開催される齋理幻夜は、ひと晩だけの大正ロマンの町を蘇らせるというコンセプトの夏まつりで三十年の歴史があり、千基を超す絵とろうづが会場を彩り、幻想的な趣を醸し出して好評をいただいています。

町の位置が福島県に入り込んだような形になっており、東日本大震災の際には東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染被害が発生しました。何とか町民の安全・安心を回復しようと全戸除染や子どもの甲状腺検査、農林産物の検査体制の整備に努めました。事故現場から町中心部まで僅か60km、町最南端部では40数kmの距離しかないのにも関わらず、県境を越えるがゆえに福島県と同様の支援が受けられなかったことには今でも寂然としない思いがあります。一時は風評被害もあり若者の町外流出や入込客数の減少に苦しみましたが、ここに来てようやく風評被害も和らぎ、入込客数も震災前の水準まで回復して来しました。

しかしながら、また町内には除染作業で発生した廃棄物が25か所の仮置場に保管されたままであり、この処理が終わらないうちは本当の意味の復興は終わらないと考えているところです。

さて、本町は全域が過疎地域であり、最大の課題は少子高齢化と人口減少です。私は震災直前に町長に就任しましたが、これまで8年余に亘り、「豊かで元かなまち」を目標に、若者が住める町、若者が残れる町をめざして企業の誘致に力を入れ雇用の場を確保する一方、子育て支援のためいち早く第二子以降の保育料無料化や18歳までの医療費の無料化などを行ったほか、若者向けアパートの建設、宅地造成などを行って来しました。

これらの施策は一定の効果はあったものと自負してはいますが、それでもなお町の人口は8年間で14%減少しており、新たな発想にもとづく施策の強化が必要と痛感しています。

昨年度までの4年間、町は職員の政策研修として「一丸塾」を実施しました。町の課題を取り上げ、解決へ向けた若い考え、力を引き出すために私自身が塾長となって、まちづくりへの思いを伝えながら、町の将

来に常に携わって行く職員の力を高めることに意を用いたところです。

「まちづくりは人づくり」にあるように、いかに能力を引き出し、手立てを講じ、町の発展につなげていくかが重要です。誰しもが自由闊達に物が言える風通しの良い環境で、お互いが理解しあいながら職員が伸びること、自ら課題を見つけ取り組むことが必ず町発展のため、町民のためになるものだと考えていますし、職員もそのような考えを共有しながら自らが進んでやるべき仕事を見つけてくることが出来れば、そこには自ずと夢と希望が見えてくると信じています。

今、町はいろんな発想を持っている若者が活躍できるよう、地域おこし協力隊の活用を進めています。自分なりの夢を持ち、色々な取組を進める十数人の隊員が町で活動しており、定住に結びつきつつあります。見知らぬ土地で活動している若者を見ると、実に頼もしく見えます。

人口減少に歯止めをかけるのは厳しい現状ではあるものの、希望を失わず、発想を変え、自分たちが住みたい町はどんなのかを考え行動できる若者が一人でも多く増えることを願っています。